



# 島根県報

平成22年 5月28日 (金)

## 第 2,191 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

### 目 次

**【告 示】**

土地改良区の役員の就任及び退任	(農 村 整 備 課)	2
土地改良区の定款変更の認可	(       "       )	3
解除予定保安林	(森 林 整 備 課)	3
国土調査の指定	(用 地 対 策 課)	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂   防   課)	3

**【公 告】**

平成22年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験の実施	(高 齢 者 福 祉 課)	6
-----------------------------	---------------	---

**【正 誤】**

平成22年 3月31日付け島根県報号外第87号中	(企 業 局)	8
--------------------------	---------	---

**告 示****島根県告示第377号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年 5月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市千酌土地改良区

**1 就任した役員の氏名及び住所****理事**

大西 博 松江市美保関町千酌950番地  
大西 求 松江市美保関町千酌402番地  
大西 正富 松江市美保関町千酌1256番地  
大西 耕 松江市美保関町千酌1097番地  
大西 三郎 松江市美保関町千酌1049番地  
大西 諭吉 松江市美保関町千酌946－1番地  
大西 正男 松江市美保関町千酌445番地  
佐伯 英夫 松江市美保関町千酌109－3番地  
大西 幸吉 松江市美保関町千酌408－1番地  
松本 眞美 松江市美保関町千酌389番地

**監事**

佐伯 壹賀 松江市美保関町千酌1046番地  
佐伯 善治 松江市美保関町千酌954番地2  
大西 廣太 松江市美保関町千酌466番地

**2 就任年月日**

平成22年 3月28日

**3 退任した役員の氏名及び住所****理事**

大西 博 松江市美保関町千酌950番地  
大西 求 松江市美保関町千酌402番地  
大西 正富 松江市美保関町千酌1256番地  
大西 耕 松江市美保関町千酌1097番地  
大西 三郎 松江市美保関町千酌1049番地  
大西 諭吉 松江市美保関町千酌946－1番地  
大西 正男 松江市美保関町千酌445番地  
佐伯 英夫 松江市美保関町千酌109－3番地  
大西 幸吉 松江市美保関町千酌408－1番地  
松本 眞美 松江市美保関町千酌389番地

**監事**

佐伯 壹賀 松江市美保関町千酌1046番地  
大西 正 松江市美保関町千酌467番地

大西 廣太 松江市美保関町千酌466番地

**島根県告示第378号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松江市鹿島町土地改良区の定款変更を平成22年5月19日付けで認可した。

平成22年5月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第379号**

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年5月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 解除予定保安林の所在場所

仁多郡奥出雲町八川2536-3（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第380号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成22年5月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成22年5月19日	浜田市	久佐①地区	告示の日から平成23年3月31日まで

**島根県告示第381号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年5月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 (1) 区域の名称 松原2

## (2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次に結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線により囲ま

れた区域

所在及び地番	標柱番号
浜田市三隅町岡見1160番7	1号
〃 1148番	2号
〃 1137番	3号
〃 1132番	4号
〃 5001番	5号及び6号
〃 1248番3	7号
〃 1185番	8号
〃 1175番	9号
〃 1160番3	10号

2(1) 区域の名称 樋口谷

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次に結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
邑智郡邑南町井原3392番2	1号
〃 759番3	2号
〃 754番	3号
〃 807番5	4号
〃 3390番	5号
〃 814番1	6号
〃 809番3	7号
〃 807番2	8号
〃 3392番1	9号
〃 3392番2	10号

3(1) 区域の名称 湯舟谷上

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次に結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
邑智郡邑南町日和323番	1号
〃 2298番	2号
〃 2296番1	3号
〃 2296番	4号
〃 2294番	5号
〃 2292番	6号及び7号
〃 338番	8号
〃 3288番	9号
〃 338番	10号
〃 326番	11号
〃 324番	12号

## 4(1) 区域の名称 中組

## (2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から21号までを順次に結んだ線及び標柱1号と21号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
邑智郡邑南町下田所751番2地先道路敷	1号
〃 731番	2号
〃 716番	3号
〃 721番1	4号
〃 717番	5号
〃 713番	6号から8号まで
〃 713番1地先道路敷	9号
〃 713番	10号及び11号
〃 735番	12号及び13号
〃 713番	14号
〃 744番	15号
〃 712番2	16号
〃 744番2	17号及び18号
〃 716番	19号
〃 1665番	20号
〃 716番	21号

## 5(1) 区域の名称 横引

## (2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次に結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
邑智郡邑南町中野4030番2	1号及び2号
〃 4030番6	3号
〃 4033番26	4号
〃 4040番11	5号
〃 4037番4	6号
〃 4033番3	7号

## 6(1) 区域の名称 前埕

## (2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から14号までを順次に結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
邑智郡美郷町京覧原295番1	1号から4号まで
〃 454番3	5号
〃 454番4	6号
〃 286番2	7号
〃 286番3	8号

〃	285番2	9号
〃	276番1	10号
〃	277番	11号
〃	292番地先道路敷	12号
〃	292番	13号
〃	294番	14号

7(1) 区域の名称 熊見

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次に結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
邑智郡美郷町熊見302番2	1号から4号まで
〃 184番	5号
〃 178番	6号
〃 406番	7号
〃 191番	8号及び9号
〃 190番	10号
〃 302番2	11号
〃 188番1	12号及び13号

## 公 告

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定により、平成22年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成22年5月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験の日時

(1) 試験日

平成22年10月24日（日）

(2) 試験開始時刻

午前10時

2 試験会場

試験地	試験会場（所在地）
松江市	島根大学（松江市西川津町1060）
浜田市	県立浜田高等学校（浜田市黒川町3749）

3 受験資格

受験日において介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の2に規定する業務従事期間要件を満たす者であること。

4 試験の内容等

(1) 内容及び方法

次の事項につき筆記試験により行う。

- ア 介護保険制度に関する基礎的知識
- イ 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技術
- ウ 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する基礎的知識及び技術
- エ 保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技術

## (2) 試験問題の解答の免除

次の表の左欄に掲げる法定資格を取得している者については、それぞれ同表の右欄に掲げる分野の試験問題の解答を免除する。

法 定 資 格	解 答 免 除
ア 医師、歯科医師	保健医療サービスの知識（基礎・総合）
イ 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士（管理栄養士）、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師	保健医療サービスの知識（基礎）
ウ 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士	福祉サービスの知識

なお、アからウまでの法定資格を重複して取得している者については、それぞれの分野の解答を免除する。

## 5 受験申込みに必要な書類等

- (1) 平成22年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書
- (2) 平成22年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験票
- (3) 実務経験（見込）証明書

実務経験証明者と本人が同一の場合は、開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の実務経験を有することを客観的に証明できる書類の写しを添付すること。

また、見込証明となる者は、平成22年10月29日（金）までに改めて実務経験証明書を提出すること。この実務経験証明書が期限までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効とする。

## (4) 受験資格に応じて提出する書類

- ア 国家資格等の免許等の写し
- イ 社会福祉主事任用資格の取得が確認できる書類（大学の成績証明書等）
- ウ 訪問介護員養成研修2級課程又はこれに相当する研修を修了したことが確認できる書類（研修の修了証書の写し等）
- エ その他受験資格を確認するために必要な書類

## 6 受験手数料

7,000円に相当する額の島根県収入証紙を受験申込書の所定の欄にはり付けること（収入証紙には消印をしないこと。）。

## 7 受験申込受付期間及び提出先

## (1) 受付期間

ア 平成22年7月15日（木）から平成22年8月5日（木）まで

イ 封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留にて郵送すること（8月5日までの消印のあるものだけに限り受け付ける。）。

## (2) 受験申込書の送付先

〒690—8501 島根県松江市殿町128番地 島根県健康福祉部高齢者福祉課

## 8 受験票の交付

受験票は郵送により交付する。試験日の10日前までに届かない場合は、島根県健康福祉部高齢者福祉課に問い合わせること。

## 9 受験申込書等の請求

受験の手引、受験申込書等は、平成22年6月23日（水）から、島根県健康福祉部高齢者福祉課、松江保健所、雲南保健所、出雲保健所、県央保健所、浜田保健所、益田保健所、隠岐保健所、各市役所及び各町村役場で交付する。

なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書き、島根県健康福祉部高齢者福祉課あてに240円切手をはったあて先明記の返信用封筒（縦33センチメートル×横24センチメートルで郵便番号、住所及び氏名を記入したもの）を同封し請求すること。

## 10 合格者の発表

受験者全員に郵送により可否を通知する。また、島根県のホームページに合格者の受験番号を掲載する。

## 11 その他

## (1) 交通手段

試験会場及びその周辺での駐車はできないので、バス等の公共交通機関を利用すること。

## (2) 介護支援専門員実務研修

本試験の合格者を対象に行われる介護支援専門員実務研修については、別途案内する。

## (3) 問合せ先

この試験についての問合せは、島根県健康福祉部高齢者福祉課（電話0852-22-6520）にすること。

**正****誤**

平成22年3月31日付け島根県報号外第87号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
9	上から6	規則	規程